

2 診療情報提供書（250点）の算定

がん治療連携指導料の算定はできません。

専門病院へ紹介するときは、診療情報提供書を別に作成し、**診療情報提供料（250点）**（令和2年4月現在）の算定をお願いいたします。なお、情報共有のため手帳をご活用ください。

※診療報酬の算定要件については、厚生労働省告示等をご確認ください。